

III. 整備基準の解説

解説の見方・読み方

- 「整備基準」： 川崎市福祉のまちづくり条例施行規則で規定されている基準です。
- 「解説」： 「●」で始まる文は、整備基準のより具体的な内容及び整備基準の根拠・説明です。≪左欄記載施設≫という見出しで「◆」で始まる文は、整備基準にあげられている公共的施設の説明です。詳しくは、10~11頁の一覧表を参照してください。
- 「望ましい水準」： 整備基準を遵守した上で、障害者や高齢者をはじめ誰もが快適に利用できるよう、より望ましい整備水準を「○」で始まる文で記載しています。

例 8 便所

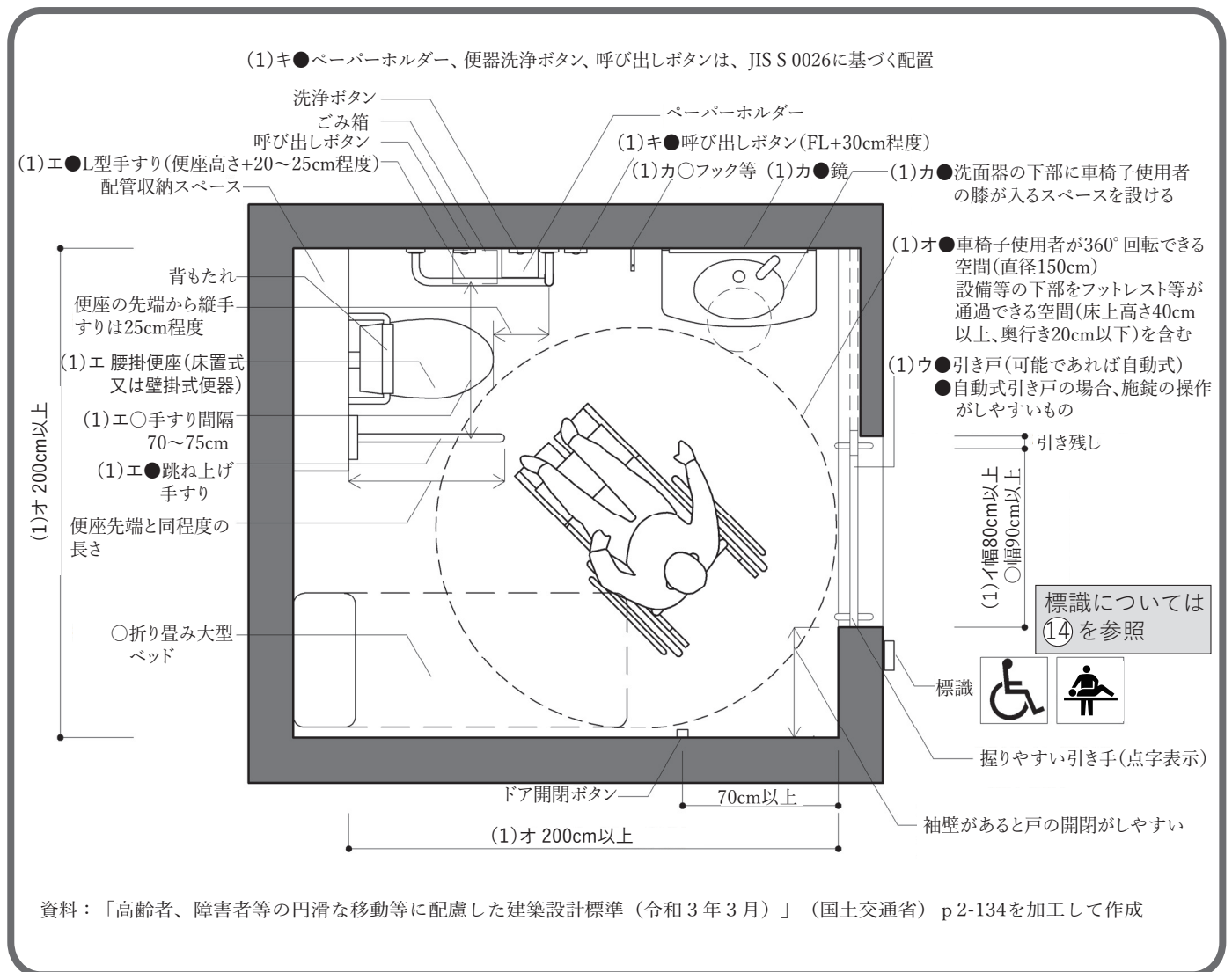
整備基準	解説	望ましい水準
<p>利用者の利用に供する便所を設ける場合には、そのうち1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)は、次に定める構造とすること。 ただし、別表第1の8((5)の施設に限る。)及び用途面積が200㎡未満の同表の8((6)の施設に限る。)に掲げる公共的施設は、この限りでない。</p>	<p>≪左欄記載施設≫ ◆「別表第1の8((5)の施設に限る。)及び用途面積が200㎡未満の同表の8((6)の施設に限る。)に掲げる公共的施設」：コンビニエンスストア、用途面積200㎡未満の薬局 ●(1)~(3)の便房及び便所は兼ねることができる。 →☐「□多様な利用者の円滑な利用に向けた便房の設備(機能)の分散配置」(80頁)を参照</p>	<p>○排泄介助が必要な障害のある児童、成人等の脱衣、おむつ交換等のため、男女が共用できる位置に、1以上の大型ベッド付き便房を設ける。 ○大型ベッドは、介助のしやすさや転落防止、緊急時の出入りを考慮した位置に設ける。</p>
<p>(1)便所内に、車椅子使用者用便房を1以上設けることとし、当該車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所は次に定める構造とすること。 ただし、用途面積が300㎡未満の別表第1の3((2)の施設に限る。)に掲げる公共的施設並びに用途面積が500㎡未満の同表の8((6)から(11)までの施設に限る。)及び11((4)の施設に限る。)に掲げる公共的施設においては、この限りでない。</p>	<p>≪左欄記載施設≫ ◆「用途面積が300㎡未満の別表第1の3((2)の施設に限る。)に掲げる公共的施設」：用途面積300㎡未満の診療所(患者の入院施設がないもの) ◆「用途面積が500㎡未満の同表の8((6)から(11)までの施設に限る。)及び11((4)の施設に限る。)に掲げる公共的施設」：用途面積500㎡未満の薬局、物販店舗、飲食店、キャバレー等、サービス業店舗、学習塾等、劇場等 ●便所内に、車椅子使用者が円滑に利用できる車椅子使用者用便房を1以上設ける。 ●異性介助の場合に配慮し、少なくとも1以上の車椅子使用者用便房を、男女が共用できる位置に設ける。 →☐「□車椅子使用者用便房の例」(82頁)を参照</p>	<p>○便所が設けられている階の便所の総数が200以下の場合はその1/50以上、総数が200を超える場合はその1/100に2を加えた数以上の車椅子使用者用便房を設ける。 ○車椅子使用者用便房を複数設ける場合は、1以上にオストメイト用設備を設ける。 ○車椅子使用者は、通常のオストメイト設備では高さが合わず使えないことがあるため、便座の背もたれに水栓を付けたオストメイト簡易型水栓設備の併用も検討する。</p>

「図の配置」： 原則として、基本となる図を上部に配置し、個別の整備基準を説明する図や写真をその下に配置しています。

図中の記号等について(凡例)

- (1)ア 説明文(ゴシック体) →「整備基準の該当する番号」と「整備基準」
- 説明文(明朝体) →「解説」
- 説明文(明朝体) →「望ましい水準」
- 無印 説明文(明朝体) →「参考となる例示」「他の項目で規定された基準」等
- (○)については⑤を参照 →参照すべき「他の項目」

例 8 便所



資料：「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準(令和3年3月)」(国土交通省) p2-134を加工して作成

注) 掲載されている図等は、「整備基準」や「その解説」「望ましい水準」等を理解しやすいように、例示的に図解したものです。具体的な整備にあたっては、施設の目的、用途、構造などに応じて工夫し、障害者、高齢者等がより利用しやすいよう、配慮をお願いします。
 ※「幅」とは、内のりのことであり、建築設計標準における「有効幅員」に該当します。